消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき届出を行なった電気特定小売供給約款 (2020 年 10 月 1 日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 28 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお, 請求の方法については, 従前のとおりでございます。

また、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率、附則2(口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置)に定める口座振替割引額および附則4(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
定額電灯 需要家料金	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
1契約につき	77. 00	7. 00
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	73.25 (▲0.01)	6.66 (0.00)
10ワットをこえ20ワットまで の1灯につき	109.11 (▲0.01)	9.92 (0.00)
20ワットをこえ40ワットまで の1灯につき	180.83 (▲0.01)	16.44 (0.00)
40ワットをこえ60ワットまで の1灯につき	252.55 (▲0.01)	22.96 (0.00)
60ワットをこえ100ワットま での1灯につき	395.99 (▲0.01)	36.00 (0.00)
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	395.99 (▲0.01)	36.00 (0.00)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	 消費税等相当額
□ カ 40 6 0 千 E	円銭(円銭)	円銭 (円銭)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの	197.32 (▲0.01)	17.94 (0.00)
1機器につき		(0.00)
50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの	326.44 (▲0.01)	29.68 (0.00)
1機器につき	, ,	(3.33)
100ボルトアンペアをこえる		
1機器につき100ボルトアンペ	326.44 (▲0.01)	29.68 (0.00)
アまでごとに	020. TT (A 0. 01)	20.00 (0.00)
分型委许Λ		
後量電灯A 最低料金		
1 契約につき最初の 15キロワット時まで	341.01 (• 0.01)	31.00 (0.00)
電力量料金		
15キロワット時をこえ	00 04 () 0 0()	4 05 40 00
120キロワット時までの	20.31 (• 0.01)	1.85 (0.00)
1キロワット時につき		
120キロワット時をこえ		
300キロワット時までの	25. 71 (▲0. 09)	2.34 (• 0.01)
1 キロワット時につき		
300キロワット時をこえる	00 70 / 40 50	0 01 / 4 0 05
1キロワット時につき	28. 70 (▲ 0. 59)	2.61 (• 0.05)
従量電灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペア		
につき	396.00	36.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの		
1キロワット時につき	17.91 (▲0.01)	1.63 (0.00)
120キロワット時をこえ		
300キロワット時までの	21 12 (• 0 00)	1 00 (4 0 01)
1キロワット時につき	21.12 (• 0.09)	1.92 (▲0.01)
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	23.63 (• 0.58)	2.15 (• 0.05)
エイロンツト時にごさ		
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまで	7 50 (🛦 0 01)	0.69 (0.00)
の場合	7.58 (• 0.01)	0.09 (0.00)
総容量が50ボルトアンペアを	,_ ,	
こえ100ボルトアンペアまでの	15. 17 (▲0. 01)	1.38 (0.00)
場合		
総容量が100ボルトアンペアを	15 17 / 40 01	1 00 (0 00)
こえ500ボルトアンペアまでの	15. 17 (▲0. 01)	1.38 (0.00)
場合100ボルトアンペアまでご		
とに		

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等	相当額
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	円 銭 (円 銭)	円銭	(円 銭)
総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアまで の場合	151.75 (▲0.01)	13.80	(0.00)
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペアま での場合1キロボルトアンペア までごとに	151.75 (▲0.01)	13.80	(0.00)
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで 電力量料金	596.78 (▲0.01)	54. 25	(0.00)
上記をこえる 1 キロワット時につき	32.21 (▲0.01)	2. 93	(0.00)
臨時電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき	440.00	40.00	
電力量料金 1キロワット時につき	26.62 (▲0.01)	2. 42	(0.00)
公衆街路灯A 需要家料金 1 契約につき	69.30	6. 30	
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	65.44 (• 0.01)	5. 95	(0.00)
10ワットをこえ20ワットまで の1灯につき	97.89 (• 0.01)	8. 90	(0.00)
20ワットをこえ40ワットまで の1灯につき	162.79 (▲0.01)	14. 80	(0.00)
40ワットをこえ60ワットまで の1灯につき	227.69 (▲0.01)	20. 70	(0.00)
60ワットをこえ100ワットまで の1灯につき	357.49 (▲0.01)	32. 50	(0.00)
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	357.49 (▲0.01)	32. 50	(0.00)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1機器につき	177.52 (▲0.01)	16. 14	(0.00)
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	293.44 (▲0.01)	26. 68	(0.00)
100ボルトアンペアをこえる 1機器につき100ボルトアン ペアまでごとに	293.44 (▲0.01)	26. 68	(0.00)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の	301.91 (▲0.01)	27. 45 (0. 00)
15キロワット時まで	001:01 (20:01)	27. 10 (0. 00)
電力量料金		
上記をこえる	19.29 (▲0.02)	1.75 (• 0.01)
1 キロワット時につき		
公衆街路灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペア	363.00	33.00
につき	000.00	00.00
電力量料金	40.05 () 0.05	
1 キロワット時につき	16.65 (▲0.02)	1.51 (• 0.01)
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1, 078. 00	98.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	14. 43 (▲0. 19)	1.31 (▲0.02)
その他季料金	12.95 (▲0.18)	1.18 (• 0.01)
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット	184.14 (▲1.16)	16.74 (▲0.11)
1日につき	104.14 (▲1.10)	10.74 (• 0.11)
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき	17.00 (10.17)	1 01 / 1 0 01
夏季料金	17.69 (▲0.17)	1.61 (• 0.01)
その他季料金	15.93 (▲0.17)	1.45 (• 0.01)
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	627. 00	57.00
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	9.98 (▲0.17)	0.91 (• 0.01)
その他季料金	8.91 (• 0.18)	0.81 (• 0.02)
() () 中区以 牡丹亦科弗然		

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 2 (口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置) に定める口座振替割引額

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 契約につき	55.00	5. 00

(3) 附則 4 (農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
契約使用期間 最初の30日まで	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
契約電力 0.5キロワット	4, 339. 29 (A 8. 58)	
1キロワット 2キロワット	6, 077. 86 (A 17. 49) 9, 464. 98 (A 34. 65)	
3キロワット 3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	12, 898. 91 (▲52. 14) 2, 110. 21 (▲17. 49)	
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット 1キロワット	$32.05 (\blacktriangle 0.29)$ $42.52 (\blacktriangle 0.58)$	2. 91 (▲ 0. 03) 3. 87 (▲ 0. 05)
2キロワット	87. 45 (▲1. 16)	
3キロワット	134. 75 (▲1. 74)	12. 25 (▲ 0. 16)
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	54. 49 (▲ 0. 59)	4.95 (• 0.06)

⁽注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載